

両立支援等助成金 育児休業等支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります。

助成額

1人あたり5万円

1事業主につき 10人まで※（上限 50万円）

※一の年度につき、同一の対象労働者に 1 回限り

主な支給要件

①次のどちらも実施されていること。

- (イ) 小学校等（小学校、保育園、幼稚園など）が臨時休業等になった場合、及び子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又はその恐れがある等の場合に、子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金が全額支払われるもの）を取得できる制度の規定化。
 - (ロ) 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの社内周知。
 - ・テレワーク勤務
 - ・短時間勤務制度
 - ・フレックスタイムの制度
 - ・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）
 - ・ベビーシッター費用補助制度 等
- ②労働者一人につき、①の（イ）に定めた特別有給休暇を4時間以上取得したこと

申請期間

特別有給休暇を取得した日付に応じて申請期間が異なります。

特別有給休暇を取得した日	申請期間
令和4年7月1日～令和4年9月30日	令和4年7月1日～令和4年11月30日
令和4年10月1日～令和4年12月31日	令和4年10月1日～令和5年2月28日
令和5年1月1日～令和5年3月31日	令和5年1月1日～令和5年5月31日

※上記内容は厚生労働省令の改正等により変更になることがあります。

申請先

沖縄労働局雇用環境・均等室

※本助成金は事業所単位でなく、事業主単位での申請となります。

◎その他詳しい支給要件や手続きについては、厚生労働省ホームページをご覧ください。